

第一種大麻草採取栽培者免許申請等
審査基準及び指導基準

令和7年3月1日

岩手県保健福祉部

第1 目的

この基準は、第一種大麻草採取栽培者免許等の申請に係る審査基準および指導基準について定め、公正な免許事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の規定 法令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等を行うかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第36条および行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

<凡例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第〇〇条・・・法第〇〇条

大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第140号）第〇〇条・・・規則第〇〇条

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（令和7年岩手県規則第2号）第〇〇条・・・細則第〇〇条

第3 大麻草の栽培の規制に関する法律第5条の規定による第一種大麻草採取栽培者免許、第11条第1項の規定による第一種大麻草採取栽培者持ち出し許可については、法その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
法	1	1	この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		
法	2	1	この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。		
法	2	2	この法律で「大麻」とは、大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）をいう。		
法	2	3	この法律で「大麻草栽培者」とは、第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。		
法	2	4	この法律で「第一種大麻草採取栽培者」とは、第 5 条第 1 項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。）の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。		
規則	1	1	大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する麻薬をいう。）に該当しないもの又は指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物をいう。）を含有しないものに限る。）とする。 1 飲食料品		

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
			2 化粧品 3 建築用資材その他の資材 4 嗜(し)好品 5 飼料 6 肥料 7 燃料		
法	3	1	大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。		
法	5	1	第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならない。	<p>1 栽培目的等の妥当性</p> <p>(1) 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。</p> <p>ア 栽培目的が産業利用であること。</p> <p>イ 大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することを目的としていること。</p> <p>ウ 単なる趣味・嗜好に基づく申請は認められないこと。</p> <p>エ 大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が事業計画として明確かつ実現可能となっていること。</p> <p>オ 栽培については、播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量が妥当であること。</p> <p>カ 製品の製造については、収穫した大麻草等を加工し、最終製品が製造される過程が明確であること。</p> <p>キ 供給については、販売の方法、需要の見込みがあること。</p> <p>ク 不特定多数への販売ではない場合は譲渡先の目処が立っていること。</p>	<p>・販売先が特定の個人に限定している場合や自家消費の場合は、「単なる趣味・嗜好」に該当すること。</p> <p>・譲渡先の目処について契約締結に至る必要はなく、申請時点で予定されている販売先、販</p>

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
				<p>ケ 事業計画に加工が含まれている場合、加工過程や加工設備等の資料が添付してあること。</p> <p>コ 加工設備がある他の第一種大麻草採取栽培者に、大麻を譲渡することを計画している場合は、譲渡先の第一種大麻草採取栽培者の詳細（免許番号等）を記載すること。また、当該譲渡先が加工を引き受けることに同意していることが分かる資料（業務委託に関する契約書等）を添付してあること。</p> <p>2 栽培管理</p> <p>(1) 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。</p> <p>ア 栽培地の場所及び面積は、その栽培目的、事業計画の収穫見込み量などに照らし、事業計画を達成する上で過不足ないものであること。</p> <p>(2) 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。</p> <p>ア 採取した大麻が事務作業中に備品に紛れて紛失する等の事故等を防ぐため、栽培地、保管施設等と事務作業スペースの間は、壁や扉等により明確に分離すること。</p> <p>(3) 適正に保管できる施設を備えていること。</p> <p>ア 保管施設は、「大麻を業務上取り扱う事務所」内に設置すること。</p> <p>イ 大麻又は発芽不能未処理種子を保管する場合は、鍵をかけた設備に保管すること。</p>	<p>売量、販売価格等を具体的に確認すること。</p>

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
				<p>ウ 法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する麻薬を保管する場合は、鍵をかけた堅固な設備（麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるもの。（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は該当しない。)) に保管すること。</p> <p>(4) 管理体制が適切なものであること。</p> <p>ア 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。</p> <p>イ 法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。）は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括すること。</p> <p>ウ 法人又は団体である場合は、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。</p> <p>エ 大麻草の栽培については、栽培者自身が、実地に管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行うことを意味し、栽培業務の常勤である必要があること。 ・「実地に管理」には、栽培者の不在の間、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラ等栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むこと。 ・法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培することができること。

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
				<p>(5) 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。</p> <p>ア 種子等の入手先を証明する資料として、種子等の譲渡受に係る契約書、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等が添付してあること。</p> <p>イ 大麻草の種子、枝葉その他の大麻草の部位を用いて栽培するかが明確であり、当該大麻草の$\Delta 9$-THCの含有量が政令で定める基準を超えないことを証明する書類が添付してあること。</p> <p>(6) 必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること。</p> <p>ア 近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する又はし得る場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合には、交雑防止措置をとる必要があるか検討し、交雑防止措置をとる必要がある場合には、他の栽培者の栽培地と一定の距離を取るか、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受けることとしていること。</p> <p>イ アの措置をとることが難しい場合にはビニルハウス等を設置すること等による交雑防止措置をとっていること。</p> <p>3 盗難防止対策</p> <p>(1) 栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・播種する予定の大麻草のデータが古い等、濃度基準値を超えない大麻草であるかどうかの明確な判断が困難な場合は、入手した当該大麻草の種子を分析機関に人工光下で栽培させたものを検査させ、濃度基準値以下であることを確認した後、栽培を開始すること。 ・近隣とは概ね周囲5kmを指すこと。 ・盗難防止措置には、以下のようなものがあること。

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
				<p>ア 大麻草には多寡に差はあるもののTHC類が含まれていることを念頭に、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じ、大麻草の盗難防止対策を講ずること。</p> <p>4 現地調査 栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所について立ち入りを行い、上記基準に適合していること及び事務所に帳簿が備えてあることを確認すること。</p> <p>5 欠格事由に関する照会 大麻草栽培者からの暴力団排除の推進に関する照会の運用について（令和6年11月22日付け医薬監麻発1122第2号監視指導・麻薬対策課長通知）に基づき、排除対象者に該当するか岩手県警察本部宛て文書により照会し、回答に基づく措置を行うこと。</p>	<p>－ネット、簡易な柵を設置する。 －「盗難注意」、「立入禁止」等の看板を設置する。 －防犯カメラ、センサーライト、防犯ブザー等を設置する。 －通行人から見える位置に「防犯カメラ作動中」等のステッカーや看板を設置する。 －定期的に巡回する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、「盗難注意」、「立入禁止」等の注意喚起の看板を設置することや、定期的に見回りを実施することに加え、防犯カメラ、センサーライト、防犯ブザー等の防犯機器等で補完すること。 ・地域で従前より栽培を行っている場合には、定期的に見回りを行う等、不審な外部者の栽培地への立入りが困難な監視体制を地域で構築していること。

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
				<p>6 免許の条件</p> <p>使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種する旨の条件を付すこと。</p>	
規則	1 の 2	1	<p>法第5条第1項の規定により第一種大麻草採取栽培者の免許（以下この条、第3条、第4条、第7条、第7条の3及び第8条（第5項を除く。）において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。</p> <p>1 免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には、栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載すること。 ・「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から以下の事項等について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> －業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称 －第一種大麻草採取栽培者（法人又は団体にあつては栽培に従事する者）及び補助者の氏名や業務上の役割 －盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応 ・免許を受けようとする方の住所地、氏名及び生年月日については、法人又は団体にあつては、その業務を行う役員を含むこと。 ・身分証明書又は資格証明書には、以下のものがあること。 <ul style="list-style-type: none"> －マイナンバーカード －運転免許証 －旅券（パスポート） －官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
			<p>2 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）</p> <p>3 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの</p> <p>4 免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>5 免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第5条第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書</p> <p>6 栽培地の登記事項証明書</p> <p>7 栽培地の区域を示す図面</p> <p>8 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類</p>	<p>法令のとおり</p> <p>法令のとおり</p> <p>・細則第3条の規定による「別に定める様式」の宣誓書（様式第1号）を使用すること。 ・法人又は団体であるときは、その業務を行う役員全員が提出すること。</p> <p>法令のとおり</p>	<p>・準ずるものには、以下のようなものがあること。 －団体規約、会則、組織図、構成員一覧等</p> <p>・業務を行う役員を明示する書類、組織規定図又は業務分掌表等を添付すること。</p> <p>・身分証明書又は資格証明書には、以下のようなものがあること。 －マイナンバーカード －運転免許証 －旅券（パスポート） －官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）</p> <p>・発行日から1か月以内であること。</p> <p>・氏名部分は自書すること。</p> <p>・栽培地全体が分かる図面に、免許期間中に栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにすること。</p> <p>・免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類を添付すること。</p> <p>・屋内栽培を実施する場合は、建物の所有者から当該書類の提出を受けること。</p>

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
			<p>9 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し</p> <p>10 事業計画書</p> <p>11 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真</p> <p>12 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類</p> <p>13 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類</p>	<p>法令のとおり</p> <p>法令のとおり</p> <p>法令のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動資金の確保、栽培、収穫、加工、販売、収益の確保等に係る事業計画書であること。 栽培目的、播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量、加工し、最終製品が製造される過程、販売の方法、需要の見込み、収益等一連の過程を記載すること。 業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真を添付すること。 事務所内に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、また写真を添付すること。 事務所が自己の所有に属しないときは、免許を受けようとする者が事務所を使用することができることを証明する書類を添付すること。
法	5	2	次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。	法令のとおり	

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
			<p>1 第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</p> <p>2 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者をいう。）</p> <p>3 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 未成年者</p> <p>5 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p>		
規則	2	1	<p>法第5条第2項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>		
			<p>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）</p> <p>7 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>8 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>・大麻草栽培者からの暴力団排除の推進に関する照会の運用について（令和6年11月22日付け医薬監麻発1122第2号監視指導・麻薬対策課長通知）に基づき、排除対象者に該当するか岩手県警察本部宛て文書により照会し、回答に基づく措置を行うこと。</p>	
法	10	1	<p>第一種大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>1 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日</p>	<p>法令のとおり</p>	

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
			<p>2 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>3 第12条の2第1項の規定により届け出た大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬（第12条の4第1項に規定する加工の過程において製造された麻薬及び向精神薬取締法別表第1第42号及び第43号に掲げる物に限る。以下同じ。）の品名及び数量</p> <p>4 播（は）種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日</p> <p>5 その他厚生労働省令で定める事項</p>		
規則	5	1	<p>法第10条第1項第5号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>1 採取した大麻草の繊維の数量</p> <p>2 法第12条の4第1項の許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日</p> <p>3 前号の加工の過程において製造された麻薬（法第10条第1項第3号に規定する麻薬をいう。以下同じ。）の品名及び数量並びにその年月日</p> <p>4 第2号の加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日</p>		
法	10	2	<p>第一種大麻草採取栽培者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならない。</p>		
法	11	1	<p>第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第2項の規定による届出をしたときは、この限りでない。</p>	<p>・細則第3条の規定による「別に定める様式」の第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書（様式第5号）を使用すること。</p> <p>1 持ち出しの理由</p> <p>ア 持ち出すことが必要な合理的理由があること。</p>	

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
				<p>イ 大麻の持ち出しの目的は加工又は他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者への譲渡であること。</p> <p>ウ 大麻を譲り渡す際には、相手方の免許証の写しを添付すること。</p> <p>2 持ち出しの量及び期間</p> <p>ア 栽培地外への持ち出し量及び期間は適切であること。</p> <p>3 盗難防止対策</p> <p>ア 十分な盗難防止及び飛散等の防止措置が講じられていること。</p> <p>イ 譲渡・譲受方法が適切であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の第一種大麻草採取栽培者等に大麻を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種類及び番号を記載すること。 ・原則、持ち出しの都度許可を得ること。 ・収穫時期など一定期間中に複数回の持出しが想定される場合は、一定期間の持出し許可を受けることが可能であること。 ・譲渡し・譲受けは、原則として、手渡しによって行うこと。 ・遠方等どうしても手渡しが難しい場合は、あらかじめ輸送機関と調整のうえ、盗難防止策を講じて配送すること。
法	12	1	第一種大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならない。		
規則	6	1	法第12条第1項の厚生労働省令で定める方法は、焼却、埋却その他の大麻を回収することが困難な方法とする。		
法	12	2	第一種大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならない。		

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
法	12 の 3	1	第一種大麻草採取栽培者は、麻葉及び向精神薬取締法別表第1第42号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。	法令のとおり	
令	1	1	大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第1項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻葉及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）別表第1第42号に掲げる物の重量の割合が、0.3パーセントであることとする。		
規則	7 の 2	1	法第12条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。		
法	12 の 3	2	第一種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。		
法	12 の 4	1	第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の加工（大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この項及び第三項において同じ。）をしようとするときは、1月から6月まで及び7月から12月までの期間（同項において「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。		

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
規則	7 の 3	1	<p>法第 12 条の 4 第 1 項本文に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>1 大麻草の圧縮</p> <p>2 大麻草の冷凍</p>		
規則	7 の 3	2	<p>法第 12 条の 4 第 1 項本文に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>1 許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>2 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類</p> <p>3 大麻草の加工の方法及び加工の過程</p> <p>4 大麻草を加工する施設の所在地</p> <p>5 大麻草の加工の過程において製造された麻薬の廃棄の手順</p>		
規則	7 の 3	3	<p>法第 12 条の 4 第 1 項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するときとする。</p>		
法	12 の 4	2	<p>前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>		
規則	7 の 3	4	<p>法第 12 条の 4 第 2 項の規定により許可を受けようとする者は、別記第 3 号様式による申請書に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を添えて、栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。</p>		

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
法	12 の 5	1	第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。	法令のとおり	
法	18	1	大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならない。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。		
法	19	1	発芽不能未処理種子は、輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 1 大麻草栽培者が輸入する場合 2 発芽不能未処理種子を輸入し、前条に規定する方法による処理をする場合		
規則	10 の 4	1	法第 19 条第 1 項の規定により発芽不能未処理種子の輸入の許可を得ようとする大麻草栽培者は、別記第 7 号様式による申請書及び免許証の写し（大麻草栽培者以外の者にあつては、別記第 8 号様式による申請書）を、地方厚生局長に提出しなければならない。		
法	21 の 3	1	同一人が二以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、この法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。		

種別	条	項	法令等	審査基準	指導基準
法	22	1	この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。		
法	22	2	前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。		

附 則

この基準は、令和7年3月1日から適用する。